

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月28日
【会社名】	加藤産業株式会社
【英訳名】	KATO SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤和弥
【本店の所在の場所】	兵庫県西宮市松原町9番20号
【電話番号】	(0798)33 - 7650 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 次家成典
【最寄りの連絡場所】	兵庫県西宮市松原町9番20号
【電話番号】	(0798)33 - 7650 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 次家成典
【縦覧に供する場所】	加藤産業株式会社 東京本部 (東京都大田区大森中1丁目2番28号) 加藤産業株式会社 中部支社 (愛知県一宮市明地字南菜之木25番地2) 加藤産業株式会社 南近畿支社 (大阪市住之江区柴谷2丁目1番49号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年12月23日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年12月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円（うち、記念配当4円及び特別配当3円）

総額 1,513,135,125円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,600,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、附則を設ける。

2. 変更案第5条は、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定める。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、加藤和弥、山中謙一、太田尚史、中村考直、菅公博、日比啓介、打田雅俊、次家成典、大西高司、八十川祐輔、海保理子、青木英彦の12氏を選任する。

なお、八十川祐輔氏、海保理子氏、青木英彦氏は社外取締役候補者である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	309,504	31	0	99.86	(注)1	可決
第2号議案 定款一部変更の件	309,500	35	0	99.86	(注)2	可決
第3号議案 取締役12名選任の件						
加藤 和弥	217,541	91,944	0	70.19	(注)3	可決
山中 謙一	296,752	12,782	0	95.75		可決
太田 尚史	296,751	12,783	0	95.75		可決
中村 考直	296,755	12,779	0	95.75		可決
菅 公博	296,717	12,817	0	95.74		可決
日比 啓介	296,755	12,779	0	95.75		可決
打田 雅俊	296,754	12,780	0	95.75		可決
次家 成典	296,755	12,779	0	95.75		可決
大西 高司	296,469	13,065	0	95.66		可決
八十川 祐輔	297,132	12,402	0	95.87		可決
海保 理子	297,148	12,386	0	95.88		可決
青木 英彦	297,202	12,332	0	95.90		可決

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成率は、出席株主の議決権の数(309,923個)に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上